

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	国民健康保険法												
根拠条項	第17条第1項												
許認可等の種類	国民健康保険組合の設立												
法令の定め	組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。												
審査基準	国民健康保険法第17条第2項及び第3項並びに昭和38年4月22日保発第7号厚生省保険局長通知「国民健康保険組合設立の認可について」に規定されていることから設定していない。												
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総期間	日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))												
申請先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/gyoutetu.htm												